

# 『タクシー事業者感染症予防対策助成事業費補助金』

## の事業を開始します

～新型コロナウイルス感染症予防に取り組むタクシー事業者を支援します～

山梨県における新型コロナウイルス感染症にかかる対策として、『タクシー事業者感染症予防対策助成事業費補助金』を創設しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するためにタクシー事業者が行うマスク、消毒液などの購入、運転席と後部座席等を隔離する間仕切りカーテンや飛沫防止用アクリル板の設置等の経費について補助します。詳細は以下のとおりです。

### 補助金の概要

#### 1. 補助となる事業者

- (1) 山梨県内において道路運送法第3条第1号八に定める一般乗用旅客自動車運送事業を行うもの
- (2) 行政処分等をうけていないこと

#### 2. 補助内容

	費目	例
補助対象経費 ※1	消耗品購入費	マスク、アルコール消毒液、抗菌・抗ウイルスの消毒液、運転席間仕切りカーテン等
	備品購入費	サーモグラフィ、空気清浄機、除菌マット、飛沫防止用アクリル板、消毒作業機器等（1件あたり5万円以上の物品の購入）
	委託費	感染防止対策に係る業務委託（車内の消毒作業、抗菌・抗ウイルス加工等）
	補助経費の限度額は登録車両1台あたり52,000円とする。※2 なお、やまなしグリーン・ゾーン構想 新しい生活様式推進機器購入支援金の補助を受けている場合には、当該補助限度額について、当限度額から除くものとする。	
補助率	2分の1（100円未満切り捨て）	
補助事業 実施期間	令和2年4月20日（月）から令和3年2月28日（日）まで ※令和2年4月20日以降で補助金の交付決定前に実施した事業も、補助の対象とすることができます。	

※1 上記補助経費について、他の補助制度により既に補助を受けている場合は、当事業における補助対象経費から除外するものとします。

※2 補助対象となる事業者が使用し、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するため、令和2年5月末時点で国土交通省関東運輸局山梨運輸支局に登録されている車両

#### 3. 補助の条件

やまなしグリーン・ゾーン構想 新しい生活様式推進機器購入支援金による補助を既に受けていて、補助限度額(30万円)を上回る対象経費がある場合には、その2分の1を補助します。

#### 4. 申請受付期間

令和2年7月13日（月）から令和3年2月28日（日）まで ※消印有効

#### 5. 申請方法

本県ホームページから申請様式をダウンロードした上で、必要書類を作成し、以下の宛先まで送付してください。

【送付・問い合わせ先】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1

リニア交通局交通政策課交通活性化担当

電話 055-223-1665

詳細は、山梨県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kotsu-seisaku/kotsu/taxikansenyobou.html>